

件 名	内 容	答 弁 を 求 め る 者
<p>2. マンション管理 適正化推進計画の 策定と認定制度</p>	<p>ア)湯の国会館：令和4年度～6年度に民営化に向けた 検討、令和7年度に譲渡（民営化）するとして計画 について</p> <p>イ)天城会館：令和4年度～6年度に民営化に向けた 検討、令和7年度に譲渡（民営化）するとして計画 について</p> <p>ウ)修善寺老人憩いの家：令和3年度に浴室休止、 令和4年度～6年度に今後のあり方検討とした計画 について</p> <p>エ)市役所本庁および別館：令和3年度～5年度に 今後のあり方検討とした計画について</p> <p>② 本計画 第3章に示された「5つ」の骨太の方針の内、 「5. 積極的な借地の解消」の取組み状況または 課題等について伺います。</p> <p>③ 平成30年2月に民間事業者と締結した「覚書」に 基づく「旧天城湯ヶ島支所等の施設全体の売却に 向けた協議」の経緯と現状について説明願います。</p> <p>マンション管理が適正に行なわれるような仕組みを 法律で定め、住人全員でマンションの資産価値を守り、快 適な住環境を確保することを目的として、2001年8月に 「マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下 適正化法という）」が施行、さらに2022年4月に、改正 された適正化法が施行されました。その中では、「地方公 共団体によるマンション管理適正化の推進」が掲げられ、 ●マンション管理適正化推進計画の制定 ●管理適正化 のための指導・助言等 ●管理計画認定制度 などの措置を講じることが法制化されました。つまり、 自治体（行政）の役割として、『マンション管理適正化推 進計画の制定』では、市部は各市が、町部については県が、 マンション管理適正化推進計画（以下、推進計画という）</p>	<p>市 長</p>